

第 15 回経済学史学会研究奨励賞受賞作講評

論文賞 若松直幸「リカードウ『原理』第 29 章における公債制度論」

『経済学史研究』第 59 卷 1 号, 2017 年 7 月

第 15 回経済学史学会研究奨励賞の受賞作に上記の論文が決まった。今回は、論文賞 1 点が選ばれ、残念ながら本賞に該当作はなかった。受賞論文は、イギリス古典派経済学の財政政策論に関する研究である。

この論文は、イギリス古典派経済学の代表者のひとりであるデイヴィッド・リカードウ (David Ricardo, 1772-1823) をとりあげて、彼の財政政策論の分析を主題にしている。本論文は、I「はじめに」、IV「おわりに」をふくめて全体が IV 節から構成されている。第 II 節は、リカードウの『経済学および課税の原理』(以下『原理』)における最も短い章である第 29 章のうちに、公債による資金調達と税による資金調達とのいわゆる「等価定理」が明確に展開されていることを示す。第 III 節においては、こうした『原理』第 29 章の論理と、いわゆる「公債錯覚」を論じているとされる『原理』第 17 章および『公債制度論』の論理とが突き合せられ、後 2 者にあっても、基本的にはリカードウには「等価定理」の絶対性と重要性とが前提にあって、そのうえで現実には「公債錯覚」が生じうる(税による資金調達のほうが望ましい結果を生む)という「リカードウの(不)等価定理」が展開されたのだとされる。第 IV 節では、リカードウにおける短期国債(等価定理が完全に成立)と長期国債との取扱いを区別する必要を示唆しつつ、全体の論旨がまとめられる。

この論文の優れている点は、なにより、『原理』第 29 章を等価定理の観点から再読するという全く新しい視点を提出し(これまでは、『原理』における等価定理の言及は第 17 章に限られているとする見方がほとんど)、1 年を超えない短期の分析において、リカードウが等価定理を明確に主張していたことを示しつつ、その際に用いられた数値例の解釈について、先行諸研究による解釈への批判をきちんと提示していることである。本論文は、そのことのみをもってしても注目すべき研究といえよう。とはいえ、本論文は、1 年を超える長期のどこかで、人々は「公債錯覚」に陥るとリカードウは主張し、それゆえ長期においては公債ではなく税を選好したと示唆する。こうした示唆はわが国の既存諸研究に沿っているが、本当にそう言えるかどうかの論証は弱い。

公債は戦争という「バズ」の過剰供給を引き起こすがゆえに税による資金調達を唱えたと示唆するが、減債基金制度の批判と公債錯覚の主張とを同列に扱えるかの問題があり、さらに、公共財（「グズ」）一般についても公債による過剰供給をリカードウが唱えていたかどうかの論証はなされていない。そうした意味で、本論文には、主たる理由を示すことなく、わが国の既存諸研究との折衷を図ったという印象を与えかねないところがある。また、叙述の仕方においても、税の「前払い」、「後払い」のように今日なじみのない『原理』の表現をそのまま再述するのは、読者にいらぬ誤解を与えかねない（前者は生産段階にかかる間接税、後者は今日の消費税に近いものだろうが、それぞれについて具体的な例を挙げてもよかった）。

上に述べたような課題はあるが、本論文は、リカードウの『原理』第 29 章に斬新な解釈を与えた若手研究者の注目すべき研究として本学会の研究奨励賞に値するものである。

2018 年 6 月 1 日

経済学史学会
学会賞審査委員会